

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1910号**

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第4条の2の規定の適用については、同条中「市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当」とあるのは、「市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料」とする。</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</u></p>

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。